



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月15日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人SUN

3 代表者の氏名

藤村出

4 主たる事務所の所在地

上水内郡飯綱町大字普光寺920番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るために、障害を持った人たちの自立支援に関する事業や、暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、ノーマライゼーションの社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月15日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白馬の風

3 代表者の氏名

鷲澤敏弘

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城14718番地207

5 定款に記載された目的

この法人は、一般地域住民に対しての自然環境の保全に関する事業及び、子供から、高齢者に至るまで参加できるスポーツ、特にスキー、スノーボード、スノーシューや、グリーンツーリズムを通じて、とりわけ、農村体験等で、地域の食材や自然に親しんでもらい、地域の経済活動の活性化に寄与し、誇りを持って後世に引継ぐ事ができ、安全で住みやすい福祉の充実した地域社会を作る事を目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

平成18年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり行います。

平成18年6月15日

長野県知事 田中康夫

1 試験日時

平成18年10月22日（日）午前10時から12時まで

2 試験会場

次のうち、受験者が希望する試験地の試験会場（法定資格取得者（介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱（平成11年4月2日付老企第316号厚生省老人保健福祉局長通知）第3に規定する者をいう。以下同じ。）のうち保健医療サービスの知識等の基礎の出題分野のみが解答免除となる者以外は、松本市を希望することはできません。）とします。ただし、試験会場の都合により受験者が希望した試験地以外の試験地の試験会場になることがあります。

試験地	試験会場
長野市	信州大学工学部
松本市	看護総合センターながの
飯田市	飯田長姫高等学校
塩尻市	塩尻志学館高等学校
東御市	東部高等学校

3 受験資格

勤務地が県内にある者（勤務していない場合は、住所が県内にある者）で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2の各号に掲げる実務経験を有する者（業務従事期間については、平成18年10月21までに該当することとなる者を含む。）であること。

## 4 試験の方法等

## (1) 試験の方法

五肢複択方式による筆記試験とします(60問、2時間)。

## (2) 試験問題の出題範囲及び出題数

## ア 介護支援分野(25問)

(7) 介護保険制度に関する基礎的知識

(イ) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

(ウ) 居宅・施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

## イ 保健医療福祉サービス分野(35問)

(7) 保健医療サービスに関する基礎的知識及び技能

(イ) 福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

## (3) 法定資格取得者の一部解答免除

法定資格取得者については、次のとおり一部解答を免除します。

試験時間は、2時間から免除された問題1問につき2分を差し引いた時間とします。

区分	出題分野等 試験問題数 (60問)	介護支援分野 (25問)	保健医療福祉サービス分野		
			保健医療サービスの知識等		福祉サービスの知識等 (15問)
			基礎(15問)	総合(5問)	
ア 医師又は歯科医師	40問	受験	免除	免除	受験
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師又は栄養士(管理栄養士を含む。)	45問	受験	免除	受験	受験
ウ 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士	45問	受験	受験	受験	免除

(注) ア、イ又はウの区分を超えて複数の法定資格を取得している者は、該当する区分の双方の免除対象となります。

## 5 身体障害者等に対する受験特別措置

身体に障害等がある受験者には、本人の申出により、解答方法、試験時間等の特別措置を行いますので、該当する場合には身体障害者等受験特別措置申請書等を提出してください。

## 6 受験手続

## (1) 申込方法

次の書類を郵送(簡易書留等確実な方法によること。)により、長野県社会部長寿福祉チームに提出してください。

## ア 必須提出書類

(7) 受験申込書(所定の用紙によります。)

(イ) 実務経験証明書(所定の用紙によります。)

受験申込時点で必要従事期間を満たさない者は、実務経験見込証明書を提出してください。この場合は、平成18年11月1日(水)までに実務経験証明書を提出してください。なお、平成17年度の長野県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書に受験資格を満たすことの証明となる実務経験証明書を添付して受理された者は、実務経験証明書の提出を省略することができます。

## (ウ) 在職証明書又は住民票の写し

受験申込書を提出する時点において、受験資格となる業務に従事している者は在職証明書(所定の用紙によります。)を、無職又は受験資格となる業務に従事していない者は住民票の写しを提出してください。

## イ 受験資格によって提出が必要となる書類

(7) 法定資格取得者の場合

法定資格の取得が証明できる書類(免許等)の写し

(イ) 社会福祉主任用資格等を有することを要件とする者の場合

社会福祉主任用資格を有することを証明する書類、介護職員基礎研修課程修了証書等の写し又は訪問介護員養成研修2級課程(これに相当する研修を含む。)修了証書等の写し、社会福祉施設長資格認定講習会(これに相当する研修を含む。)の修了証書等の写し

(ウ) ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務に従事している者の場合

当該団体の概要(市町村ボランティアセンター等に登録されている団体については、その旨を証明する書類及び当該団体の概要)

(イ) 国が定めるサービス指針(ガイドライン)を満たす民間事業者において相談援助業務に従事している者の場合

確認証明書（所定の用紙によります。）

ウ その他の事由により提出が必要となる書類

- (7) 実務経験証明書の証明を行う者と受験申込者が同一の場合  
開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の書類の写し
- (4) 個人契約で、個人の家庭において介護業務に従事した家政婦の場合  
契約書及び業務日誌の写し
- (ウ) (7)以外で証明を行う者と受験申込者が同一の場合  
証明内容を客観的に証明できる書類
- (I) 受験申込書の氏名と免許等の氏名が異なる者の場合  
戸籍抄本

(2) 試験手数料

試験手数料（8,500円）は、長野県収入証紙により（受験申込書にはって、消印しないこと。）納付してください。

(3) 受付期間

平成18年7月18日（火）から8月1日（火）まで（平成18年8月1日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。）

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、受験票を交付します。

8 合格発表

受験者に対して、合否の通知を行うほか、合格者の受験番号を県のホームページに掲載します。県庁及び地方事務所においても掲示を行います。

9 試験結果の開示について

試験結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

なお、口頭により開示を請求する場合は、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人が開示を行う場所に直接来所してください。

(1) 開示請求することができる試験結果

正答割合

(2) 開示する期間

試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県社会部長寿福祉チーム（県庁4階）

(4) 必要書類

運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等本人であることを証明できる書類を持参してください。

10 介護支援専門員実務研修について

試験の合格者には、県が行う介護支援専門員実務研修の日程等詳細について通知します。

11 その他

(1) 試験の詳細については、「受験案内」を参照してください。

(2) 受験案内、受験申込書等は、長野県社会部長寿福祉チーム、地方事務所地域福祉チーム及び長野県内の保健所で配布します（郵送により配布を希望する場合は、封筒の表面に「介護支援専門員実務研修受講試験受験案内請求」と朱書きし、240円切手をはったあて先明記の角形2号の返信用封筒を同封のうえ、長野県社会部長寿福祉チーム（県庁専用郵便番号：380-8570）に請求してください。）。

(3) この試験に関する問い合わせは、長野県社会部長寿福祉チーム（電話：026-235-7121）に行ってください。

(4) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ使用します。

長寿福祉チーム

## 公告

平成19年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生を次のとおり募集します。

平成18年6月15日

長野県知事 田中康夫

## 1 募集人員

募集人員は、4人とします。

## 2 試験による入学者の選考

## (1) 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

ア 修士の学位を有する者

イ 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

オ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

カ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

## (2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）

(4) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはってください。）

(9) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）

(I) 博士前期課程（修士課程）の学業成績証明書及び修了（見込み）証明書（(1)のイからカまでのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書）

(オ) 志望の理由（本学所定の用紙によります。）

(カ) 博士前期課程（修士課程）の学位論文等

## イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成18年7月以降に振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

## ウ 出願方法

郵送（書留郵便）又は持参としてください。

## エ 入学願書受付期間

平成18年10月5日（木）から10月12日（木）までとします。

なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

## オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局

## カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(4) 受験票（アの(1)の写真カードにはった写真と同じもの

をはってください。）は、試験当日必ず持参してください。

## (3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行います。

## イ 学力試験

英語及び口述試験とします。

## (4) 学力試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
10月20日 (金)	9:30~11:30	英語	長野県看護大学 口述試験
	13:00~17:00 (予定)		

## (5) 合格者の発表

## ア 日時

平成18年10月27日（金）午前10時

## イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

## 3 その他

(1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局（電話 0265-81-5100）に行ってください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療チーム

## 公告

平成19年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生を次のとおり募集します。

平成18年6月15日

長野県知事 田中康夫

## 1 募集人員

募集人員は、16人とします。

## 2 試験による選考

## (1) 出願資格

## ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者（平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した者

(4) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者

(9) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(I) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(オ) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限ります。）を有するものとして当該外国の学校教育

制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(ア) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限ります。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(イ) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(カ) 学校教育法第67条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(ケ) 個別の入学資格審査により、(ア)に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

#### イ 特別選抜

アの(ア)から(ケ)までのいずれかに該当する者で、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師として現在勤務している医療機関、社会福祉施設等の長から推薦を受け派遣されるもの

#### (2) 出願手続

##### ア 提出書類

- (ア) 入学願書（本学所定の用紙によります。）
- (イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）一枚をはってください。）
- (ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）
- (エ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書（(ア)のアの(イ)から(ケ)までのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書）
- (オ) 志望の理由（本学所定の用紙によります。）
- (カ) 特別選抜に出願する者は、推薦書（本学所定の用紙によります。）

##### イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成18年7月以降に振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

##### ウ 出願方法

郵送（書留郵便）又は持参としてください。

##### エ 入学願書受付期間

平成18年10月5日（木）から10月12日（木）までとします。  
なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

##### オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局

##### カ 受験票の交付

- (ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。
- (イ) 受験票（アの(ア)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。）は、試験当日必ず持参してください。

#### (3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

#### イ 学力試験

- (ア) 一般選抜については、看護に関する専門科目、英語及び小論文とします。
- (イ) 特別選抜については、看護に関する専門科目及び小論文とします。
- (ウ) 看護に関する専門科目は、志望する領域に応じ、次の表の専門科目の中から1科目を受験することとします。

領域	専門科目
看護基礎学領域	基礎看護学 看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学 老年看護学 精神看護学
育成看護学領域	母性看護学 小児看護学
広域看護学領域	地域看護学 看護教育学 看護管理学
健康資源開発看護学領域	疫学 在宅看護学

#### (4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
10月21日 (土)	9：30～11：00	小論文	長野県看護大学
	11：15～12：15	専門科目	
	13：15～14：15	英語	
	特別選抜 13：15～ 一般選抜 14：30～	面接	

#### (5) 合格者の発表

##### ア 日時

平成18年10月27日（金）午前10時

##### イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

#### 3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局（電話 0265-81-5100）に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療チーム

#### 公告

平成18年6月7日、上伊那郡美和土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

**公告**

平成18年6月7日、中野市八ヶ郷土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田 中 康 夫

水と土・郷づくりチーム

**公告**

平成18年6月7日、中野市西部土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田 中 康 夫

水と土・郷づくりチーム

**公告**

平成18年6月7日、中野市長丘平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田 中 康 夫

水と土・郷づくりチーム

**公告**

県営信濃地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営土地改良総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成11年10月21日

3 工事の完了年月日

平成18年5月10日

水と土・郷づくりチーム

**公告**

県営都住地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営土地改良総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成13年11月20日

3 工事の完了年月日

平成18年4月26日

水と土・郷づくりチーム

**公告**

県営東地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営中山間地域総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成8年11月30日

3 工事の完了年月日

平成13年3月5日

水と土・郷づくりチーム

**公告**

県営大岡地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営中山間地域総合農地防災事業

2 工事の着手年月日

平成8年9月19日

3 工事の完了年月日

平成16年6月28日

水と土・郷づくりチーム

**公告**

県営五輪山地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年6月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営一般農道整備事業

2 工事の着手年月日

平成12年9月29日

3 工事の完了年月日

平成18年1月17日

水と土・郷づくりチーム

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成18年6月15日

長野県知事 田中康夫

1 建築物の建築の計画

(1) 建築場所

飯田市松尾明7513-1

(2) 建築主氏名

飯田市長 牧野光朗

(3) 用途地域

工業専用地域

(4) 敷地面積

2,972.52平方メートル

(5) 主要用途

公衆浴場

(6) 構造及び階数

鉄骨造、平屋建て

(7) 工事種別

増築

(8) 規 模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	433.88m <sup>2</sup>	1,304.04m <sup>2</sup>	1,737.84m <sup>2</sup>
延べ面積	415.59m <sup>2</sup>	1,293.16m <sup>2</sup>	1,708.75m <sup>2</sup>

(9) 建ぺい率 58.46パーセント 容積率 57.48パーセント

2 日時 平成18年6月16日(金) 午後2時

3 場所 飯田市松尾明7513-1

飯田竜水園 会議室

建築まちづくりチーム

## 公告

安曇野市による新田堰地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年6月15日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年6月16日から7月13日まで

3 縦覧の場所

安曇野市役所

水と土・郷づくりチーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月15日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

血液ガス測定システム 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成18年8月4日

(4) 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

電話 026（246）5511

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年7月6日 午後2時30分

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年7月5日 午後5時（必着）

イ 場所 須坂市大字須坂1332（郵便番号 382-0091）

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要です。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月15日

長野県立こども病院長 宮坂勝之

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

## (2) 物品等の特質

仕様書のとおり

## (3) 納入期限

平成18年7月31日

## (4) 納入場所

長野県立こども病院

## (5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分

分が調達する物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参 加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院 経営管理部財務ユニット

電話 0263（73）6700 内線 3018

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年6月26日 午後5時（必着）

イ 場所 安曇野市豊科3100（郵便番号 399-8288）

長野県立こども病院 経営管理部財務ユニット

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要です。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

（別表）

調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
コンパクト浴槽 一式	1セット	平成18年6月27日 午前10時	B以上
陰圧型感染防止空気清淨機 一式	2セット	平成18年6月27日 午前10時20分	B以上

県立病院チーム